

わが水俣の啓示

——経済大国もう一つの記録——

井 垣 章 二

はじめに

この夏、手にした一冊の書物が全く予定になく全く思いがけない文章を書かせることになった。色川大吉編『水俣の啓示——不和火海総合調査報告』（筑摩書房、一九九五年）である。読み残しの図書を次々と開いていった中の一冊、五七〇ページの大著、必ずしもその時読み終えるつもりでなかった。しかし読み始めるとやめられず一気に読んだ。それでもやめられず、本棚から石井礼道子の『苦海浄土——わが水俣病』（講談社、一九六九年）を探しだしてきて、これも一気に読んだ。それでも終わらない。この気持ちにペンを執らせた。

二十五年を経ての『苦海浄土』との再会、その時代が思い出される。一九七〇年前後のあの激動の時代、社会科学や社会調査を方法・技術としてよりも目的や意義について考え直していた。そ

の結果をささやかな小論「何のための調査かⅠ、Ⅱ」（評論・社会科学第三号、一九七一年、第五号、七二年、同志社大学人文学会）にまとめた。そこに『苦海浄土』は、しめくりの意味をこめて引用されたのであった。

日本は敗戦による壊滅状態から不死鳥のようによみがえった。着実な経済の復興と一応の社会保障制度の整備によって国民の生活は次第に安定していった。日本の工業生産は一九五一年（昭和二六年）には戦前水準を突破、昭和三一年度『経済白書』は三〇年度をもって「回復を通じての成長は終わった」とし「もはや戦後でない」と宣言した。続いて日本始まって以来かつてないという意味で、「神武景気」（一九五六―七年）が訪れ、国民は「三種の神器」などにかかれていた。高度経済成長は目の前である。何と未来は輝かしく希望にみちたものであったろうか。山をくずし海を埋めての工場建設、あくことのない生産の躍進、日本は発展あ

わが水俣の啓示

るのみ、国民の生活はさらに豊かに幸せなものになる。

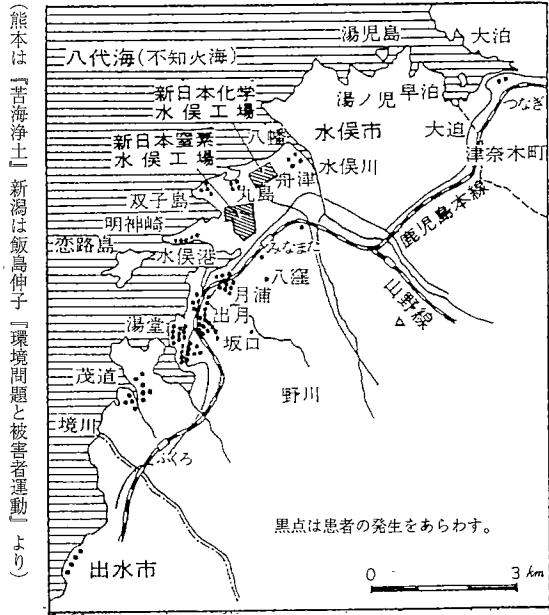
しかし、戦後十年を経過する頃、幸せであるべき日本国民のうちのある人びとは、まことに恐るべき病魔におかされつつあった。ある特定地域に起こった、原因不明であるがゆえに奇病などといわれた。国民の多くがその所在も知らないような九州の辺境の地、水俣においてであった。その奇病は、生産の躍進、社会の繁栄の進展の影にかくされてますます多くの人びとに襲いかかり悲慘のどん底に落し入れていった。日本国民の殆どは、奇病であるがゆえにそれに何らかの興味はもったかも知れないが、遠隔地に起こっているそのことに十分な関心をもたず、その重大性の認識をしていなかった。色川大吉はいう。「当時は高度経済成長の離陸期であった。地響きを打って「近代化」という巨大な魔物が、人びとのおびただしい頭蓋骨を打ちくだき、その生産力の暴走を開始していた。その妨げになる炭坑夫がまず斬り捨てられ、ついで沿岸漁民や農民の棄民化が早いスピードで進行していた。その開始期ともいべき一九五九年、ほとんどの日本国民の目は、こうした「近代化」のいけにえに供された人びとの側には向いていなかった。……ほんとうは水俣病こそ「高度経済成長」というものの性格の予告であり、この時代の迫りくる大破綻の予兆であったのに、日本の労働者階級も革新組織も、まだ、それを見通す認識をもっていなかった。」

この時期、水俣病事件の報道にさらされていたであろうが、今は記憶に残るものは何もない。四日市公害の方がむしろ関心があ

ったように思う。(その方面に行つたついでに石油コンビナートの見学をしている)。「苦海浄土」によって初めて事の重大性を教えられたのである。それを読むだけの水俣病問題への関心はあつたわけだが、この本は当時のベストセラーであつたはずだし、これを読んだ多くの人たちの中の一人であつたに過ぎない。しかしこれは私にとって生涯忘れ得ぬ一書となつたのである。それが今、「水俣の啓示」に向かわせ、水俣問題に私を引き戻す。

自称「水俣川の下流のほとりに住みついているただの貧しい一主婦」であつた石弁礼道子は「水俣病事件に悶々たる関心と控えめな使命感を持ち、これを直視し記録しなければならぬという盲目的な衝動にかられて」昭和三四年五月、入院中の水俣病患者をたずねる。以来彼女はそれが天命であるかのように水俣病問題に取組み専心奮闘する。「水俣の啓示」も色川大吉が石弁礼道子に直接会うことによつて初めて生みだされたものであつた。色川らは第三世界や日本の固有な発展の道を模索することを研究課題とし、そのフィールド・ワークの地を探し求めていたが、あることで水俣がその一つとして浮びあがり、機会あつて色川が水俣に行き石弁礼に会い、彼女の懇請をうけて、迷うことなく水俣こそと決定されたのである。もちろん彼女もその調査団に加わつた。今回、「啓示」を読み「苦海」を読み、さらに「啓示」を再読した。この二つの本の間に何の違和感もなかつた。二つは一つであつた。ともに患者の立場に徹し心血を注いで書かれているからである。

熊本・水俣

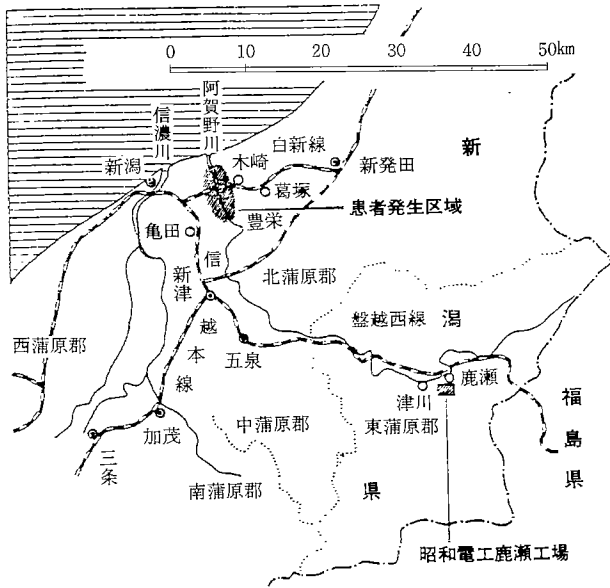


(熊本は「苦海浄土」新潟は飯島伸子「環境問題と被害者運動」より)

ふりかえれば水俣病の「発見」は一九五六年(昭和三二年)であった。今年は一九九六年、丁度四〇年である。何事も一〇年というのが節目である。水俣病四〇周年ということが、この時になつてこの問題をとりあげる私をいくらか勇気づける。背後に「薬害エイズ」のニュースが流れる。「またも」なのか「やはり」な

わが水俣の啓示

新潟・阿賀野川



のか。この企業社会「事件」。

水俣病は熊本県水俣において一九五三年(昭和二八年)に、新潟県阿賀野川流域において一九六四年(昭和三九年)に発生した。熊本はチッソ水俣工場、新潟は昭和電工鹿瀬工場の排水に含

わが水俣の啓示

まれるメチル水銀化合物が魚貝類に蓄積、これを多食したことによつて起こる中毒で、中枢神経が侵され再起不能、死にも到る劇烈凄惨な病気である。水俣においてその影響を受けた人は一〇万人とする説もあり、一九九五年五月現在、患者は二万人を超え、認定され補償を受けている患者は二九四七名である。死者は一二〇〇人にのぼる。

水俣は九州西海岸南方、あとわずかで鹿児島県という熊本県の西南端にある港町である。水俣病は海岸の漁民部落、月浦、湯堂、月出、茂道に多発した。その時期の水俣市の人口は約五万であった。

水俣病事件経過

- 一九〇八年 (M41) 新日本窒素肥料(株) (のちチッソ) と社名変更
地元有志の誘地により水俣に設立。社長野口 遵
- 一九二九年 (S4) 朝鮮に朝鮮窒素肥料(株) 設立
- 一九三二年 (S7) 水銀を使用するアセトアルデヒド生産開始
- 一九四四年 (S19) 月浦等でカキの腐死目につく
- 昭和二〇年代に入って同様の海の異変相つぐ
- 一九五三年 (S28) 月浦、湯堂、茂道など水俣湾一帯地域で猫の狂死相つぐ
- 月浦の五歳の女兒発病 (のち公式第一号患者とされる)

一九五六年 (S31)

五月

新日窒付属病院長細川博士原因不明として患者四人を水俣保健所に届け出る。水俣市、保健所など水俣奇病対策委発足

調査の結果、患者多数を発見

八月

細川医師による患者三〇例に基づく報告書を厚生省に送る

熊本大学に水俣病研究班発足

一九五七年 (S32)

三月

熊本県水俣奇病対策連絡会発足

五月

水俣漁協、新日窒に排水の中止を要求 (この年水俣市対策委メンバー厚生省へ陳情)

十二月

厚生省、生活環境汚染防止基準法案をまとめるが時期早尚論多く国会提出をやめる

一九五八年 (S33)

九月

熊大研究班、水俣病は有機水銀中毒であることを明らかにす

一九五九年 (S34)

七月

熊大研究班、水俣病の原因は水俣湾でとれる魚貝類にふくまれるある種の有機水銀が有力であると同発表

水俣病患者互助会発足

八月 水俣漁協漁民、工場へデモ・交渉、漁業補償
(三五〇〇万円)をかちとる

十月 細川医師、工場廢液によるネコ実験で水俣病
発生を確認

(工場側は排水説を全面否定、死魚を食べる
ことによる中毒、軍が海に投棄した爆薬が原
因とか農薬が原因とかいう)

(この年、水俣市対策委メンバー厚生省はじ
め関係者庁に稟情)

十一月 国会派遣議員団(議員と厚生・水産・通産省
課長等計一六名)水俣へ。患者代表を含む漁
協漁民大集団との整然たる会談(二日午前十
一時)その終了後漁民はデモにうつり工場
に乱入、施設を乱打破壊、機動隊導入。ケガ
人多数

厚生省食品衛生調査会水俣食中毒部会、水俣
奇病の原因に関し、有機水銀説を答申

十二月 県知事らの斡旋による県漁連、患者互助会へ
の補償、見舞金支払い調停案調印

県漁連に対し補償三五〇〇万円(うち一〇〇
〇万円は工場乱入による損害補てんとして差
引く)立上り資金六五〇〇万円(要求額二二
億円)

患者見舞金、子供三万円、大人一〇万円、死
者三〇万円、ただし「将来水俣病が工場排水
に起因することが分かっても、新たな補償要
求は行なわないものとす」という条件(要求
総額二億二四〇〇万円。一人三〇〇万円)

一九六一年(S36)
一月 熊大教授、工場排水ミゾと水俣港内の泥土か
ら有機水銀検出

一九六二年(S37)

二月 細川医師工場廢液からメチル水銀の検出
十二月 原因不明の脳性小児マヒ患者を胎児性水俣病
と認定

一九六四年(S39)

八月 新潟県阿賀野川河口で水俣病と類似の患者発
生。猫の狂死相つく。

一九六五年(S40)

六月 新潟大学医学部教授病気は水俣病と同じ有機
水銀中毒と発表

八月 厚生省内に関係省庁合同の新潟水銀中毒事件
特別研究班設置

一九六六年(S41)

三月 研究班、昭和電工工場の廢液による可能性濃
いと中間発表(電工と通産省の主張により断

わが水俣の啓示

わが水俣の啓示

定するには不十分とされる)

十一月 新潟医学部、昭和電工工場廃液で汚染された川魚を多量に摂食した人が中毒にかかったと発表

(この間、工場および工場側に属する学者たちは、原因は一九六四年九月の新潟大地震により埠頭倉庫から流出した農薬が原因などとし、排水説を全面否定)

一九六七年 (S42)

二月 十九日NHKテレビ「二つの証言——新潟水俣病のナゾ」において電工総務部長「国の結論がでも従うつもりはない」と公言

四月 特別研究班、汚染は工場の廃液と結論

科学技術庁、汚染源は不明と発表

六月 新潟水俣病第一次訴訟(七一年九月過失責任、注意義務違反の判決)

八月 公害対策基本法制定

一九六八年 (S43)

一月 水俣市に水俣病対策市民会議三〇名で発足

新潟水俣病関係者を水俣に迎え合同会議

通産省、排水説、農薬説双方とも資料不十分として否定

三月 科学技術庁、政府見解を作成、通産省の反対

で撤回

四月 同第二次原案作成、厚生省の反対で撤回

六月 新潟水俣病第二次訴訟

九月 水俣工場のメチル水銀化合物が原因であると政府正式発表(新潟については確言を避ける)

一九六九年 (S44)

六月 新潟水俣病第三次訴訟

熊本水俣病訴訟(一九七三年三月過失責任注意義務違反の判決)

一九七〇年 (S45)

十二月 公害対策基本法「経済の健全な発展との調

和」を削除・改定

公害関係十四法案を臨時国会で可決

1

いかなる問題も、さまざまな角度からとりあげることができ、展開の仕方も種々可能であろう。しかしここでは何から始めるかは迷うことはない。水俣病患者こそ第一の主役であり出発点である。石井礼道子も色川大吉らも先ず患者に直接会うことから問題への取組みを始めた。水俣病患者自身そして患者をかかえた家族、その声こそ第一にきくべきではないか。水俣病の悲惨、そしてこの惨劇の舞台となった海の情景——美しくきらめく海に豊か

なその幸を得て平和な暮らしをしてきた人びと、その海が死の海に変わってゆく様子は海に生きる人びとによってのみ語りうる。以下はすべて『苦海』や『啓示』から選んだものである。重複は決して無駄ではない。名曲は同じものを誰が演奏してもよいし、何度聴いてもよいのと同じである。

はじめに美しい海、豊かな海の幸、それによって生きた人びとの情景を語ってもらおう。先ず、水俣病で病院のベッドに臥す漁師の妻（四〇代）の海の回想とその思いである。以下すべての「語り」は原文のままであるが、字数の関係で刪愛した部分のあることをお断わりしておく。

「海の中にも名所のあつとばい。「茶碗が鼻」に「はだか瀬」に「くるの瀬戸」「ししの島」。ぐるっとまわればうちたちのなれた鼻でも、夏に入りかけの海は磯の香りのむんむんする。会社の臭いとはちがうばい。海の水も流れよる。ふじ壺じゃのいそぎんちやくじゃの海松じゃの、水のそろそろと流れてゆく先ざきにいっぱい花をつけてゆれるよ。わけても魚どんがうつくしか。いそぎんちやくは菊の花の満開のごたる。海松は海の中の崖のとっかかりに枝ぶりのよかとの段々をつくつとる。ひじきは雪やなぎの花の枝のごとしとる。藻は竹の林のごたる。海の底の景色も陸の上とおんなじに、春も秋も夏も冬もあつとばい。うちゃ、きつと海の底には龍宮のあるちおもうとる。夢んこてうつくしかもね。海に飽くちゆうこた、決してなかり

わが水俣の啓示

よつた。どげんこまんか鳥でも、鳥の根つけに岩の中から清水の湧く割れ目の必ずある。そんな真水と海のつよい潮のまじる所の岩に、よかあを、さの春にさがけて付く。磯の香りのなかでも春の色濃くなつたあを、さが、岩の上で干潮のあとの陽にあぶられる匂いは、ほんになつかしか。

そんな陽なたくさいあをさをばりばり剥いで、あをさの下についとる牡蠣を剥いで帰つて、そのだしでうすい醤油の熱いおつゆは吸うてごらんよ。都の衆たちになつてもわからん榮華ばい。あをさの汁をふうふういうて、舌をやくごとすすらんことには春はこん。

自分の体に二本の足がちゃんについてその二本の足でちゃんと体を支えて踏んばつて立つて、自分の体に二本の腕のついつつてその自分の腕で櫓を漕いで、あをさとりに行こうごたるばい。うちゃ泣こうごたる。もういっぺん——行こうごたる、海に。」

次は息子と孫が水俣病の老漁師（七〇歳）の語りである。

「しかし考えてもみてくだつせ。わしのように一生かかって一本釣の舟一艘、かかひとり、わしやかかひとりをおなごとおもうて——大明神さまとおもうて崇うてきて——それから息子がひとりできて、それに福ののさりのあつて三人の孫にめぐまれて、家はめかかりの通りでございますばつて、雨の洩

わが水俣の啓示

ればあしたすぐ修繕するたくわえの銭は無かが、そのうちにやいずれば修繕しいしいして、めかかりの通りに暮らしてきましてばな。坊さまのいわすとおり、上を見らずに暮らしさえすればこの上の不足のあるうはずもな。漁師ちゆうもんはこの上な仕事でござすばい。そら海の上はよかもね。海の上におればわがひとりの天下じゃもね。魚釣つとるときや自分が殿さんじゃもね。舟に乗りさえすれば夢みとつても魚はかかつてくるとでござすばい。魚は天のくれらすもんでござす。天のくれらすもんをただで、わが要ると思つしことつてその日を暮らす。これより上の栄華のどこにゆけばあろうかい。わしどんが夫婦というもんは破れ着物は着とつたが、破れたままにや着らず繕うて着て、天の食わせてくれらすもんを食うて、先祖さまを拜んで、人のことは恨まずに人のすることは喜べちゆうて、暮らしてきやしたばい。」

また別の漁師の妻たちは語る。

「うち逢やこまんころこのあたりにやそりや魚が多かつた。うちが七つんころはハマグリとか、クロガイとか、アサリとか、いろいろ貝が濁に住みおりおつた。そんなころはタコの足にやつてきおつたもんな。石ばずーつとならべとくと、そこには、ボラとかなんとか、たと入りこんできおつた。潮が引けば逃げきちんと、みんなバチャバチャやつとつた。」

「ここじゃ貝もみんな、魚でんなんでん取つてよかつた。漁民じゃなかでも、普通の人間でも、子供がでも、学校から帰つてくれば、いまは勉強せろ、勉強せろみんないいなつてしょうが。そんなころは『イワシ網こんか、イワシ網こんか』いう生活じゃつたもんな。山は薪とりいつて、潮がひるまで薪とつてきて、潮がひつてから浜に行こやちゆうて。こんだ潮がすこしひつたときや、アサリば掘つとですもんな。アサリは陸におつとです。潮がよけいひつとから、こんどカキば打つとです。そんなころは、浜の岩にやカキが一面ビツシリとついとたもんな。」

「カキ打つとつて、ちつとくずれたつたあ取つても口にいるとです。もう、おなががへつとるもんじやて、浜に行けば、せしこてされこて。うちやもう、背中にかるとる子供もな『打つて食わせろ』ちゆうもんな、背中からわれとつて、ずつとそげして食べさせとつて。」

しかし海の異変ははやくから密かに進行していた。カキの腐死が目についたのは昭和一九年であった。二〇年代になり、三〇年前後には大異変になってしまつてゐる。

「皆んなこげん生活しよつたら、しぜーんとカキがな、あおいうなつたですもんな。ヘラヘラじゃなか、下のまるかところがな。フタバあけると、あおいうになつてきたもん、カキが青に。おかしかねえ、カキが青なつた、青なつたちゆうてから

な、二〇年もすぎたころ。もしてそん、フタバあけて、もうあんまり青かと、とらんとたいな。ちつと青かだけとつて、そしてうちにもつてきて洗えば、そん、青さがちよつととれつた。ほげして食べおつたですもん。

「昭和二九年頃からでしたら、黒いどろどろしたドベが浜一杯にへばりついて、なんさまいやな臭さでした。あんどべにやられたつてしょ。恋路島のカキやピナ(貝)が口ばそーつと開いたまま死にだしたつあー。口ば開いとるカキば打つてみると、臭くて臭くて、死んどりますと。あんどべつぼつ奇病がはやりだしたつてですが、わたしア、あんどべと死んどるピナやカキば見て、会社の廢液が原因じゃなかるうかと思つたりましたばつてん、考えの淺かつたつてす。生きているピナやカキや魚はよかち、食いよりましたもん。」

沖に出れば死んだ魚や弱つた魚が幅五、六〇〇メートル、長さ一〇キロにわたつて流れていたことがあり、また沖にしかないワタリガニが陸に上つてくるといふ前代未聞の大異変もあつた。人びとはおかしいことと思ひながら先を争つて捕つて食べたという。また「もう魚でんなんでん、浮いてきたんですもんなあ。ヒヨロヒヨロやつてから……」すばやく逃げられず難なく捕えることができたという。

ワタリガニを海から追いやつた魔の手は陸や空の生きもののにのびる。

わが水俣の啓示

「この近くで猫が狂い死しはじめたのは、昭和二八年ころ。うちじゃ二匹死んだもん。そすと豚も死んだもん。ここあたりの猫みんな死んでもうたもん。犬でも狂い死して海ざにとばしこんでゆきおつたですもん。」

「猫がなあ、あーぶくたれて、クリクリクリクリもてして、ちよつとよなつた思えば、ヒヨロヒヨロヒヨロヒヨロ歩いてされつとなあ。うちの弟はな、赤犬もつとつたもん、そして犬は、やつば猫んごして狂い死したがな。」

「あんころは、カラスがものすこく死んだですもん。山岸の温つかところへきて死んでもうたですばい。イワシが打ちやくるとカラスが群になつてきて、食べて、山岸にいつてすこかつた。ものすこかつたですもん、カラスが。それが、いま見てみなせ、ぜんぜんおらんですもん。みんな死んでもうた。陸にもすこかつたですもん、カラスの死んだあと。」

鎌田慧はその初期のルポにおいて八幡製鉄を中心とする北九州工業地帯の殺伐とした状況、工場群からあふれ出る廢液で変色してきた洞海湾の海の情景を『死に絶えた風景』(ダイヤモンド社、一九七一年)として描いた。それに「死に絶えた」という極限の表現をあたえたとしたら、水俣のこの海の情景はどう表わしたらよいのであろうか。海だから地獄というわけにゆかない。見た目には変わらぬ海の姿だというが……。同じ産業の廢棄物、煙灰か

わが水俣の啓示

らの煙は見えるが工場排水口からの廃液は見分け難い。恐るべきその毒性は水にかくされ、見えない魔物として生きもの、人間をも密かに襲うのである。

子どもは猫が狂ったように踊り出し海の中にも飛込んでしまうのを面白がったし、大人たちは魚の群れが浮きつ沈みつ悶えるのをわざわざ見物に出かけもした。それは何の変化もない静かな村の珍しい見ものであった。石弁礼道子は、水俣病異変は当初村の人たちにとつての一つの「怪談」であったという。異変は何であれ興味をそそるものである。人に現われたその症状もまさに奇病であった。人びとはそれをヨイヨイ病とかツツコケ病とか、さらにハイカラ病という名称さえ考え出した。やがてそれがわが身の生命をも奪う恐るべきものであることを向こうに追いやつて、何とおおらかで純朴な人びとであったことか。

2

陸の上の生きものとしての人間も当然この危害を免れうるはずはない。昭和三十一年四月、五歳の女の子が新日本窒素水俣工場付属病院細川医長の診察をうけた。その女の子は突然歩けなくなり、言語障害を起こし狂躁状態に落入つたのである。続いて二歳の妹も発病、その他同様の症状の患者が現われ、症状は劇烈、原因不明であるがゆえに、細川医師は水俣保健所に通報する。この届出によって五月に水俣市、保健所等による水俣奇病対策委員会が組織・発足、調査の結果、多数の患者を発見、八月に細川医師

による患者三〇例に基づく報告書が厚生省へ送られる。同月、熊本大学に水俣病研究班が発足、多発漁民部落の徹底調査を行ない、その結果を昭和三十一年一月『熊本医学雑誌』に発表している。患者は五二名。それは「中枢神経疾患」であり、その症状は「特異的でかつ激烈」そして「予後は極めて不良」であり、「原因不明」である。石弁礼が夫婦で漁業を営んでいた中年女性（四〇過ぎ）の患者を見舞つたときのこと、そしてこの女性が自から語るところをきこう。茫然とたたずむ付添えの家族の前に、床ずれですりむけた足を投げだして、すでに意識を失つて横たわる男性患者の病室を通り過ぎて次の部屋に近づく。「ここではすべてが揺れていた。ベッドも天井も床も扉も、窓も……彼女自身の全身痙攣のために揺れつづけていた……彼女の言語はあの、長くひっぱるような、途切れ途切れな幼児のあまえ口のような特有なしゃべり方である。」

「うちは、こげん体になつてしもうてから、いつそうじいちゃん（夫のこと）がもぞか（いとしい）とばい。見舞にいたたくもんなんみんな、じいちゃんにやると。うちは口も震ゆるけん、こぼれて食べられんもん。そつでじいちゃんにあげると。じいちゃんに世話になるもね。」

嫁に来て三年もたたんうちに、こげん奇病になつてしもた。残念か。うちはひとりじゃ前も合わせきらん。手も体も、いつもこげんふるいよるでつしよが。自分の頭がいいつげんとに、

ひとりであるうとじゃもん。それでじいちゃんが、仕様ななかおなごになったわいちゆうて、着物の前をあわせてくれらす。うちは、もういっぺん、元の体になろうごたるばい。親さまに、働いて食えといただいた体じゃもね。病むちゆうこたなかつた。うちゃ、まえば手も足も、どこもかしこも、ぎんぎんしとつたよ。

海の上はよかつた。ほんに海の上はよかつた。うちゃ、どうしてもこうしても、もういっぺん元の体にかえしてもろて、自分で舟漕いで働こうごたる。いまはうちゃほんに情なか。月のものも自分で始末しきれん女ごになつたもね。うちが働かんば家内が立たんとじゃもね。うちゃだんだん自分の体が世の中から、離れてゆきよるような気がするとばい。握ることができん。自分の手でモノをしつかり握るちゆうことができん。うちやじいちゃんの手どころか、大事なむすこば抱くことがでけんごとなつたばい。それ仕様もなが、わが口を養う茶碗も抱えられん、箸も握られんとよ。足も地につけて歩きよる気のせん、宙に浮いとるごたる。心ぼそか。世の中から一人引き離されてゆきよるごたる。うちや寂しゆうして、どげん寂しかか、あんたにやわかるみゃ。ただただじいちゃんが恐しゆうしてこの人ひとりが頼みの綱ばい。

働こうごたるなあ自分の手と足はつこうて。海の上はほんによかつた。漁師は道具ば大事にするるとばい。舟には守り神さんのついとらすで、道具にもひとつひとつ魂の入つとるもん。敬

うて釣竿もおなごはまたいでは通らんとばい。そがんで大事にしとつた舟を、うちが奇病になつてから売つてもうた。うちゃ、それがなんよりきつつかよ。

我が食う口を養えんとは、自分の手と足で、我が口は養えと教えてくれたいた祖さまに申しわけのなか。うちは情なか。箸も握れん、茶碗もかかえられん、口もがくがく震えのくる。付添いさんが食べさせてくれませんが、そりや大ごばい。三度三度のことに、せつかく口に入れてもろうても飯粒は飛び出す、汁はこぼす。気の毒で気の毒で、どうせ味もわからんものを、お米さまをこぼして、もつたいのうしてならん。三度は一度にしてもよかばい。遊んどつて食わしてもろうとじゃもね。」

この女性は何とか自分で食べられないかと犬のように這いつくばつて食べることをして何とか成功する。気丈で明るさを失わない。しかし彼女の言葉にあるように匂いは分かるが味は分からないのである。人間あるいは生きものの最後の楽しみ、食べる楽しみすら水俣病は奪つてしまつているのである。

次は親子ともども水俣病の主婦、

「おとつあんが往かしても、さつきさえ生きとれば、おなご親方で、この家はぎんぎんしとりましたて。舟の上でもあれが親方でしたもん。力は強し、腰は強し。あれがカシ網ひくと

きや、舟はゆらつともしよりまつせんじやった。おとろしか。おもいだそうごたなか。人間じやなかごたる死に方したばい、さつきは。わたしはまる一カ月、ひとめも眠らんじやったばい。九平と、さつきと、わたしと、誰が一番に死ぬじやろかと思つた。いちばん丈夫とおもうとつたさつきがやられました。白浜の避病院に入れられて。あそこに入れられればすぐ先に火葬場はあるし。避病院から先はもう娑婆じやなか。今日もまだ死んだらんじやろか。そげんおもいよつた。上で、寝台の上にさつきがおります。ギリギリ舞うとすばい。寝台の上で。手と足で天ばつかんで。背中舞いますと。これが自分が産んだ娘じやろかと思つた。犬か猫の死にぎわのごたつた。ふくいく肥えた娘でした。九平も下の方でそげんします。はじめ九平が死ぬかと思つて。わたしもひとめもねらんし。目もみえん、耳もきこえん、ものもいきらん、食べきらん。人間じやなかごたる声で泣いて、はねくりかえります。ああもう死んで、いま三人とも地獄におつとじやろかいねえ、とおもいりました。いつ死んだけ？ここはもう地獄じやろと……。部落じや騒動でしたばい。」

最初小さな子どもから発見されたこの病は、「ぎんぎんしとつた」働きざかりの女性、「打ち殺しても死なんごたる荒しか男」をも倒してしまうことになる。一九五六年熊本研究班調査では乳児にはみられないとしたが、乳児どころかお母さんのおなかの中

にいるときにすでに水俣病に侵されていた。胎児性水俣病の発見である。すでにずつと以前、昭和二六年である。その時であれば分かるはずもないことである。(その公式認定は昭和三七年に到つてである。)

「この組で、いま水俣病ちゆう赤ちゃん達やうまられたじやもんな。うちや二六年じやつたばい。そげんした子は、まだ、誰も生まさんじやつたもん。うちがひとり二六年に。医者もなんかわからず、産婆さんもおかしかねちゆうて。生れたときなど、ただ骨のうえにな……。親はどげんもなかすばい、どげんも病氣いつちよしとらんばい。そすつと、生るる二カ月まえにな、おかいしかねえ、急に赤ちゃんそん、ふとらんちえ。急にふとらんごになつたですもん。もうな骨と皮ばつかの子だった。乳もこうしてすがつてな、おっぱいも吸いきらんじやつたですもん。ちゆうちゆうやるが、吸いきらんでな。骨と皮ばつか。手はいつもこげんして、それこそ手はいつも癩癩しとつたですもん。足も骨と皮ばつかの子が生れきたですもん。ここんとこなポーツとひつこんでな。赤ちゃんのおでこなちつたあひつこんでるばつてん。ここがこちゃとひつこんでな。眼がぜんぜんみえんと、ただ泣くだけ。四カ月と二三日、生きとつたもんな。死ぬときは苦しごして死んだよ。まあ、こまかても一人前苦しして、こげして死ぬねと思つたですもん。村の人は、あなたがはん子は水俣病じやつたらうな

ちゆうて、一番最初じゃったばいちゆうて、いまもいいなつたいな。」

3

以上患者そのもの、その症状についてであつたが、それぞれは家族の一員であり、それぞれの地域社会の居住者である。その奇病が特定地域、漁民部落に集中し増大していくということになれば、そこは他の地域から発生部落、多発部落として特別視されることになる。他の地域の人びとは自分の住むところには何らそんな奇病は見当らないし、場所も生活も違つているところでこのと、漁民がかかる特殊な病氣だということになる。農村的地帯において、社会的上位者は先祖代々そこに住んでいて沢山土地をもつてゐる人たちである。土地を少ししかもたないか、全くもつてゐない人たち、しかも他所からの流入者は社会の最下層に位置づけられる。水俣での漁民は流入者が多く土地もたず貧しい人が多い。海を仕事場とし、海の幸をとることだけが稼ぎであり、またそのものは日々の食生活を支える不可欠な糧となる。先に引用した七〇歳の漁師は「水俣病は貧乏漁師がなる。つまりその日の米も食いきらん栄養失調の者どもがなると世間でいうて、わしやほんとに肩身の狭うござんす」といつてゐる。原因不明ということは何んでも疑うことができるが、貧しさも疑われる重要なものである。手足にシビレがきて体がよろけると診察を受けに来た患者は診断はつかず「もつと栄養をとるように」といつてかえされ

わが水俣の啓示

る。また別の老漁師は、「あんたもおかしい。水俣病にかかつたんじゃないか」と言われて、「なんばいうか。水俣病なんの、そげん病氣は先祖代々きいたこともなか。俺が体は……いくさ行つて善行功賞もろうてきた体ぞや。医者どんのなんの見苦しゅうしてかからるか。……水俣病、水俣病ち、世話やくな。こんな年になつて医者どんにみせたことなか体が、今はやりの聞いたこともなか見苦ししい病氣になつてたまるか。水俣病ちゆうとは栄養の足らんもんがかかる病氣ちゆうじゃないか。おるがこつ、海のぶえんの魚は朝に晩に食うて栄華しよるもんが、なにか水俣病か……」と言つたりする。⁽¹⁰⁾多発部落の漁民は「流れ者」であり「貧乏人」であるとして差別され、さらに奇病部落として差別されるのである。

他地域から差別された部落の中で患者やその家族はその部落自身の人びとから差別される。奇病であり原因不明であり、同一地域に続発し家族の中に複数患者が見られるということになれば伝染病かも知れないということになる。「部落じゃ騒動でしたばい、井戸調べにきたり、味噌ガメ調べたり、寒漬大根も調べなはつた。消毒ばなあ何人もしなはつた。コレラのときのごたる騒動じゃつたもん。買物もでけん、水ももらいにゆけんとですけん。店に行つてもおとろしさに店の人は錢ば自分の手で取んなはらん。仕方なしに板の間に置いてきよりました。箸でもはさんで、鍋でも煮らしたじやる、あのときの錢は。七生まで忘れんばい。水ばもらえんじやつた恨みは。村はずしでござすけん。」

わが水俣の啓示

家族が水俣病で発作を起こし医者を呼びに行くために自転車を使いに行つて断わられ、病院で死んだ子の遺体を家に連れて帰ろうとしても車は拒否され、子を背負つて歩いて帰らねばならなかつたとか。大人は部落常会への出席を拒否され、子どもは学校で「寄るな、うつるで」と石を投げられる仕末⁽¹⁰⁾。ある患者は他の入院患者、結核患者からも差別されたこと、また水俣病と間違えられた身体障害者が名誉毀損と発言することもあつたという。結核は昔からある立派な病気であるが、奇病は名の通り病気の中でもその場をもたない、いづれにしても最低の病気なのである。

これらを、今まで一緒に暮らしてきた仲間同士、それが何たることかと単に非難することはできない。まさにパニックなのである。夜通しもがき苦しむ患者のその妻は近所に気がねする。

「もう晩にな、うわんうわん、ウワンウワン……口アかなわんたつで、そんな声ン出るばかりですたいなあ。おらんで（叫んで）、もう、わたしや、近所ん人に気の毒かもんじやつで、あさずうつと断わてさるきおつたですよ。昨夜は^{よんべ}済みませんでした、眠らずにイチゆうてですなア……ふとか（大きな）男じやで押えこなさんでなあ、そいでもう、お父さんがもがくしこ（もがくだけ）もがいてさりくばつてん、あたしや、ジイツとやっぱ見よりよつたですよ」⁽¹¹⁾

あんなすさまじい病気になるたらそれこそ大変である。なりふり

かまわずわが身は何としても守らねばならないのである。

この場合、第一に患者そのものが問われることになるのでなからうか。何故お前は未だかつてないわけの分からないそんな病気になつたのか、同情はするが、全体としては極めて困つたことであり迷惑なことである。その病気の発源体だからである。患者を出した家族も同様である。ここに助けること近づくことよりは、排除すること遠ざかることが当然起こるのであろう。

水俣市民としても、町から遠いところに生じたこと、旧来の住民でなく流入者の多いところであること、漁民という特殊な職業と生活をする人びとであり、また貧しい人びとであることで差別し、奇病を発生させたということで差別の追いつきをかける。のち、患者に補償金、見舞金が出るに及んで、この差別問題は新たな展開を辿る。

工場廃液が水俣病の原因であること、工場の責任が明らかにされ、その補償がなされることになる。そのためには患者（家族）によつて申請され、間違いなく水俣病であることが証明されなければならぬ。水俣病でありながら申請しない人もあつた。申請した人は徹底した検査が行なわれ、認定された人とされない人が分かれる。その他水俣病と関係しない多くの市民がある。全体の市民の中で認定され補償金をもらえるのはほんの僅かな人たちである。

「今の水俣病と言うのは本当に水俣病なのかと思う人があま

りにも多すぎる位いると思います。……水俣病が騒がれてからも、自分から好きこのんで水俣の魚を食べた人がいると思いません。いや、食べざるを得なかったかもしれない。しかし、それでいて、いざ水俣病になると、やれ会社が悪いの、補償金を出せのと騒ぎ立て、お金をもらい、楽な生活をしている。ただ会社側が、どうのこうのと言うだけで、お金をもらえることが私ほうらやましく思います。」

何とこれが水俣高校定時制代表として熊本で開かれた文化大会に発表され、のち卒業記念誌の冒頭に収められた一女子高生の発言なのである。⁽¹⁾当時の水俣世論がどんなものであったかこれだけで十分わかるというものである。「タダ飯、タダ医者、タダベッド⁽²⁾、安気⁽³⁾じゃねえ、あんたたちは、今どきの娑婆⁽⁴⁾じゃ天下さまじゃ」と面と向かつていわれたりする。「なかには補償金目当てのニセ患者がたくさんいる」「金の亡者」などの言葉がゆきかう。補償金をもらうことは工場に損害をあたえることになり、水俣市のためにならないと思う患者もあり、家族などのうちに工場勤めの者がいるので申請を思いとどまる人もある。また、家族に水俣病患者がいることが分かれば娘の縁談に差しつかえるのでそっとしておく人もある。「金の亡者」などといわれたくない。そのお金で新車を買ったり、家を建てたりすると世間はさらにうるさくなる。貧乏人がたくさんのお金を持つなど言語道断、許せない。水俣病事件でやって来たジャーナリストや他国からの観察者は「も

わが水俣の啓示

っと悲惨な生活状態ときいてきたのにワラ屋根の家が一軒もないとは遺憾だ。思うに漁民気質のある宵越しの金は残さぬ主義で会社の見舞金を家の造作などに使ってしまったのですな。水俣病の悲惨さを訴えてやろうにも、金の使い方がヘタでアピールしにくいよ」とも言ったりする。⁽⁵⁾補償金をもらった患者からも、そうしたお金の使い方を批判し、以後の生活のことをよく考えて着実に生きた人もある。しかし全ての人にかくあれと求めることは全く現実的ではない。「啓示」調査団の代表色川大吉は次のように告白している。

「しかし、私たちが水俣や津奈木⁽⁶⁾で胎児性水俣病患者を病床に見舞ったり、鹿児島県出水⁽⁷⁾の漁村部落に一人の水俣病認定患者の家を訪れたとき、その主人は補償金で家を新築したあと、不治の病苦と人生の索漠、世間の目に耐えかね、縊死⁽⁸⁾した直後であった。私たちはそうした家々の内にこもる希望のない闇に打たれ、嗚咽する現実⁽⁹⁾に直面して言葉⁽¹⁰⁾を失った。その日から、私たちの間ではこの学術調査を、机上の近代主義者や御用学者たちにたいする挑戦であり、現代を根源から問いただす科学的実践であるなどという調子のよい声を発する者はいなくなつた。」

それまでは病氣知らずといつてよい強健な身体、活力ある労働と生活の日々、今や病に深く心身を侵されて回復は全く望めない

わが水俣の啓示

どこるか死すら待ちうけている。生涯手にすることがないはずの思いがけない大金が入ったとき、ちゃんとした家でも建ててみたいと思うのは十分理解できることである。身体はもうたたないが家は建てることの出来るものだからである。自分の家が建てられていくこと、次々と完成していくこと、患者にとって自身の身を家にかえて希望あり、喜びであったのではなからうか。高校生までもが水俣病をお金にみている。水俣病で患者は儲けている。あの死にも到る壮絶、凄惨な苦しみが人びとにみえない。「水俣病が羨ましかかいなああんたたちは。今すぐ替わってよ……」患者がいうのは当然である。このことは患者が理解されなかつたこと、人びとが患者を見捨てていたことにはかならない。その苦しみを知るものは患者およびその家族のみである。互助会をつくって彼等自身、慰め励ましあうしかない。これに真にかかわり支援し続けたのは石牟礼道子と同サークルの公務員そして細川医師のたった三人、人口五万都市の中の孤立無援のたまたかいである。

水俣病が漁民部落に、そして貧しい人たちに発生し、そこから起こった諸事件を思いあわせるといろいろなことを考えさせられる。多くの場合において被害者、犠牲者というものは常に弱きもの、力なきものであり、不利な状況におかれ、差別されることも多く起こるということである。場所的にも、水俣の中心部から離れた周辺部であったこと、また水俣そのものも日本の中央部から隔った九州の果てであったことは、いわゆる「地の利」において不利であったのではなからうか（中央では熊本研究班の必死の研究成

果を「駅弁大学の教授に何ができるか」と発言あり、また別のこととして今、沖縄問題を考えよ）。貧しいことは社会階層の低位に置かれ力なきものと軽ろんじられ、不利な状況に置かれ差別をこうむりやすい。職業的階層においても一本釣りの漁師など時代おくれであり近代産業社会においては消滅してよいもの消滅すべきものとしてある。さらに病者と健者も、もう一つの社会的階層であるといえないであらうか。病者は力なきものであり不利な状況にあり、差別されることも起こりうるということである。（エイズ患者、〇―一五七患者）。

4

以上、水俣病患者、すなわち被害者について述べた、次は加害者新日窒水俣工場についてである。一八九六年（明治二十九年）東京大学電気工業科を出た野口遵じゅんは電気関係の仕事に従事したのち一九〇六年鹿児島で電気株式会社を設立、続いてカーバイド製造を始め一九〇八年（明治四一年）日本窒素肥料（株）をこの水俣の地に創設、急速な事業の発展をみる。一九一九年（昭和四年）朝鮮に進出、野口は植民地権力と結びついて土地を入手し、安価な労働力を大動員して生産は大躍進を遂げ、内外に名を知られた発展企業となる。水俣工場は地元の人びとの誘致によるものであり、その創設が遙か明治の遠い昔であったということは驚きである。九州の果ての田舎町は、その時はやくも先進的な近代工業都市だったのである。

朝鮮のみならず海外で事業を進展させた企業は敗戦によってすべてを失い、この水俣工場を唯一の資産として戦後の歩みを始め。以後着実に発展し、資本は一九五〇（昭和二十五年）の四億円から一九五七年二四億円、六〇年には四五億円と急成長を遂げる。（この生産の増大は工場廢液の増大が呼応する。）日本人を幹部職員とし、最底辺に朝鮮労働者を位置づける植民地的労働体系はそのまま水俣にもちこまれたという。朝鮮において管理職員であった人たちが水俣に入り、社員となり、またその後の採用も大学・高校卒業生でヨソ者であり、一方、工員は地元の中卒生であった。社員と工場長は月給、工員は日給であり、両者間には社内外において歴然たる差別があった。にもかかわらず地元では、工員であることは安定した現金収入取得者であり水俣の誇る工場の一員であることによって立派なものであり、「会社社ゆき」として羨望と尊敬の念をもってみられていた。

一九五〇年（昭和二十五年）には従業員は四〇〇〇人を超える大工場で、水俣市にある約三〇社の企業も殆どその下請・関連会社でありその総従業員人口は一五〇〇近くあったという。またもとは工場内にあった生協「水光社」が工場外に進出し、水俣一のスーパーに成長している。本社および関連企業の従事者、その家族などが消費者として水俣に寄与する経済的効果、市財政をうるおす事業税、工場あつての水俣、水俣は文字通り工場の城下町となる。

前述の細川博士の一九五六年（昭和三十一年）の報告では奇病の

原因についての見解は示されていないが、同年八月発足の熊大研究班は発生地域は漁民部落で魚貝類を多食していること、その汚染を招来する可能性として「某肥料会社の水俣工場、市営屠殺場、旧海軍の爆薬貯蔵庫」があるとしている。新日窒水俣工場の廢液が原因であることが次々と暴露され、遂にそれが真犯人として決定されるわけであるが、海に生きる人びとは、すでにその以前から始まっている魚貝類の死等海の異変に気付き工場排水のせいではないかと感じとっていた。

「昭和二十九年ごろからでしたらうか、わたしやあのドベと死んだらどなやカキば見て会社の廢液が原因じゃなからうかと思つたりしましたばつてん」

「そしてあんた、だれでん聞いてみなつせ。漁師ならだれでん見とるけん。百間の排水口からですな、原色の、黒や、赤や、青色の、何か油のごたる塊りが、座ぶとんくらいの大きさになつて、流れてくる。そして、はだか瀬の方さね、流れてゆく。あんたもうクシヤミのでて。」

「何日目ごしかに、一定の間はおいて、そいつが流れてきよりましたナ。はい、漁師はだれでん見とる。それがきまつて夜漁りのときばつかり。」

あん頃の海の色、何ちいえばよかる、思い出しても気色の悪か。ようもあげんした海になるまで、漁に出てゆきよつたばい。何かこう、どろつとした海になつた……。いったい、

わが水俣の啓示

あん頃、何ば会社は作りおったつですか。」

一九五八年(昭和三十三年)水俣病は有機水銀中毒例と一致するとしたとき工場側は有機水銀を排出していないといい、また有機水銀説は科学的常識からみて疑問があり不完全なデータにもとづくもので信用できないといい、翌年一〇月工場排水が原因であることが明らかにされた段階でも工場長は奇病との関連は不明であり工場排水は中止することはできないと言いきる。また会社は一九三二年(昭和七年)からしていることで、その当時全く病気が発生していない、ゆえに工場の廃液は原因でないといながらも、検査のための廃液提供は拒否である。

汚染の原因が工場排水であることは、工場はあくまでも否定し続けた。爆薬説(軍が海中に投棄した爆薬が原因)とか農薬説、またアミノ酸説(死魚を食べることによる中毒)とかいろいろ持ち出された。工場および工場側につく学者たちによってである。一九五九年(昭和三四年)十一月になっても工場長は「……有機水銀説は研究の結果根拠の薄いものとなっており、水俣病に関連する漁業補償の要求に応ずる考えはなく……。以上の通り水銀は当然否定されるが、果たして犯人は何であるか原因究明はあくまで科学的に行なうべきである」(十一月十日号「水俣工場新聞」と堂々と公言している²⁰)。水銀説は「科学的常識からみて疑問がある」「不完全なデータにもとづくもので信用できない」「排水と奇病との関連は不明」とし、すべて科学の名によって徹底否定されるので

ある。

一九五九年(昭和三四年)十一月、国会派遣調査団を迎え問題解決を要請した漁民・患者の大集団は、のち工場へのデモをかけ、一部が工場の閉ざされた門を越えて侵入したことから大混乱となり、機動隊も導入されて多数のケガ人を出す大事件が起こってしまった。その後不穏な社会状況の中で翌十二月には、県知事らの斡旋による県漁連、患者互助会への補償・見舞金支払い調停案が調印される。不知火海漁協(約四〇〇〇名)に対し損害補償額三五〇〇万円、ただし工場乱入によりあたえた損害補てん費として一〇〇〇万円を差引く。特別融資六五〇〇万円。(漁協の当初要求は三億円)患者見舞金は子供三万円、大人一〇万円、死者三〇万円。(要求は一人三〇〇万円)ただし「将来水俣病が工場排水に起因することが分かっても新たな補償要求は行なわないものとす」という条件つきである。

スウェーデンから日本公使列島調査のために訪れたジャーナリスト、ポー・グンナーソンは工場幹部との面接に成功しその記録を提供してくれている。外国人だから適当にお話しておけばというのか、気を許しているのか、単刀直入な質問に対してその回答は興味深いものがある。その最もサワリを紹介する²¹。

「いちばん毒性の強い化学物質に関しては調査済みなのでわれわれはすっかり安心してました」

「長いこと排水をそのまま流しても何も起こらなかったと承

知していました。……われわれは必要と思われるすべての処置を注意深く行なってきたので、人間に中毒が起こるなんて全然考えられなかったのですよ。」

「病気が流行病のようになったとき……原因をつきとめるべく……排水も調べたのですが水銀も他の危険な金属も見当らなかつた。」

(……排水から試験用の水をとるのを過去六年間も妨害したといわれていますが)

「嘘です、われわれは事前に、一週間前に知らせてほしかつただけです」

(魚の汚染が明らかに)

「われわれはその損害補償を払ったんです。病気の理由のほうはまだカタがついていなかったが、かわいそうな人達を助けるべきじゃないかと考えたんです」

(しかし現在はチツソの水銀たれ流しが被害をもたらしたことは認めますね)

「ええ、関連あるかもしれない。しかし他にもいろいろな要素がありましてね。原因の二分の一あるいは四分の一が他の毒物であるかもしれない……」

「彼等は海に浮いた死んだ魚を食べているんですよ……死んだ魚を食べたためなのか水銀であるのかわからんですよ。それで補償金がもらえるなんてありがたく思ってもらいたいものです。われわれは交渉が面倒にならないように寛大な措置をとつ

てきたんです。」

この面接の年月は示されていないが、工場排水が原因という政府正式発表は一九六八年に出ている、それから二、三年経過した七〇年以降のことであるから、この期におよんでも工場は全面的に責任を認めようとしていないことが分かる。

一九三〇年(昭和五年)の昔から工場所属の医師であつた細川博士は水俣病の最初の発見者であり、その原因究明につとめ工場廃液が原因であると確信する。工場側において孤軍奮闘の細川医師は、その立場上のこと等あつて退職しやがてガンに倒れる。一九七〇年七月四日水俣病訴訟の出張尋問をうけるが、これをグンナーソンが記録にとどめている。^②「一九五七年(昭和三二年)工場排水が病気の原因であるかもしれないと工場に警告したが何の処置もとられなかつた。」「翌年夏、排水口を水俣川に変えることは新しい汚染と患者をつくる危険があると幾度も説明したがききいれられなかつた。」「熊大研究班の発表により工場が水銀を用いていることを初めて知り、排水をテストし有機水銀を検出し、ネコ実験によつて奇病の発生を明らかにし、これを伝え、研究継続を申し出た。」それに対して「よけいなことはいふな」「先生は会社が雇っているんですよ」「先生はわれわれの問題がわかつておらんのですよ」と工場長にいわれる。「わたしにもつと勇氣があつたらこんな事態にならなかつたらうに。考えてみると三〇年間務めた会社にならなかつたらうに。わたくしは忠誠を感じていたかも知れない。わたくしが沈

黙していたこと、また三年間の会社側の圧迫に勝てなかつたことを今はどんなに残念に思っているか。」医師は同年一〇月に死亡する。

熊本でもたついている間に一九六四年（昭和三九年）八月、新潟県阿賀野川河口で水俣病とよく似た症状の病気が発生していた。猫の狂死もやはり起こっていた。翌一九六五年六月、新潟大学医学部教授は病気は水俣病と同じ有機水銀中毒と発表する。その原因は阿賀野川上流にある昭和電工工場の廃液であることが、熊本の場合とくらべてはそう年月を要さずして確定されたが、工場側が全面否定の戦いを続けたのは水俣の場合と全く同様であった。丁度その時期、一九六四年（昭和三九年）九月に起こった新潟大地震がもちだされ、地震によってこわれた埠頭倉庫から農薬が流出したことがあるなどし、工場は水銀を排出していないし、工場排水説は合理的でも科学的でもなく全く誤りとした。工場はさまざまな手段を使って抵抗、工場側にひきこんだ学者に排水説を否定する「科学的」データをつくらせ反論を書かせた。もはや工場排水が原因であることが決定的である段階にきていても工場側は決して鉾をおさめない。一九六七年（昭和四二年）二月十九日、NHKテレビは「二つの証言——新潟水俣病のナゾ」というタイトルでこの問題をとりあげ放映した。そこで電工総務部長は「国の結論がでてでも従うつもりはない」と公言している。同年四月には厚生省特別研究班の「汚染は工場の廢液」とする結論が出、六月には新潟水俣病訴訟がスタートする。

さらにそれから年月を経て、その訴訟判決が下る直前にいたつても電工社長は記者会見において「判決内容のいかんにかかわらず上訴権は放棄する」とし、工場排水説は認めないが、「気の毒な患者さんたちが厳として存在する以上、この機会にキツパリ決着をつけ」といい、「厳肅な意味においてわが社の主張の正しさを歴史に対して訴えたい」とまで言いきるのである。事實は間違っているということになる。会社は絶対に正しいのである。

5

水俣病は、遂には死にも到らせるこの世の最も凄惨な病気で企業の生産活動によつて惹き起される公害の最たるものである。被害者の立場にたち被害者を守る立場にあるものは、人びとを等しく、その住民、市民、国民として捉える市であり県でありそして国であるはずである。まず水俣の事件として水俣市はどう対応したであろうか。

静かな農漁村地帯であつた片田舎に工場がたてられ急成長をとげる。陸海の交通が整備発展し、（工場前に線路が敷かれ駅ができた）、人口は増大し町は繁栄する。もともとの水俣、すなわち伝統的農村社会ではその地の社会的地位の上位者は土地持ちの旧家であろうが、工場の首脳部、幹部が上位者となり力をもつことになる。この水俣病問題の進行の時、水俣市長は戦前の水俣工場長であつた人である。当時市議会でもたとえば労組幹部が社会党推薦でたち当選するなど、会社系職員が多数を占め、水俣市政の基

本方針は水俣工場の発展に重点がおかれていた。工場の発展によって水俣市も発展する。港湾の整備等会社が負担すべきものを市やその他の公的資金をもってし会社の便宜・利益に貢献したし、工場首脳と市の理事者の間はツウツウで、市長は奇病については原因は農業である（工場排水ではない）と会社をかばいもしている。

石田雄は市の弘報において水俣病がどのように扱われていたか、その『市報』をレビューし、昭和三〇年代、水俣病事件は全国紙でも大きく取り上げられているのに、ハンドボール大会のために水俣を訪れた高松宮妃が水俣病患者を見舞われたことと、水俣病患者に善意の慰めを贈り続けた北海道北星学園高校生を市長が招待したことに関係したこと位のもので「完全に無視の態度」が続いていたとする。氏はこの期（昭和三〇年代から四三年まで）を「第一期」水俣病かくしの時期とし、「第二期」はチツソの存続が謳われ、「第三期」水俣病わすれの時期に展開されるとする。水俣病はあったとしても過去のものとし明るい水俣をということである。

県はどうであったろうか。昭和三四年十一月この地にやってきた国会派遣調査団は県の怠慢を激しく追及したという。県としても対策委員会をつくったが、水俣市の強い要請によってできたもので、県知事が水俣病の現地におもむいたのはこの国会調査団のくる前日であったという。県としての取組みの無さがそれによって分かるというものである。

わが水俣の啓示

地元でおぼつかなければ、最後のよりどころ天下国家、中央へということになる。水俣市議を中心とする人たちの中央への陳情の模様が詳しく述べられている。その一員がその時の様子を語っている。「ところが厚生省あたりじゃ誰も知らんですよ。水俣ちゆうても……あつそうか、そうかちゆうてききながしじやたわけですよ……馴れん田舎者がですね第一どこに誰にききに行けばよいか……有毒な魚を食わんようにするのはうち（厚生省）の省だが、魚の販売のことは農林省、厚生省で工場排水の取締まりを願い出るとそれは通産省、水俣病の研究費のことは文部省、もうう先は大蔵省と馴れん田舎者が五つの省にまわされる始末で……」殆ど成果がない。のち、たまたま熊本にもどって来た国会議員に現地を見てもらい、事態の重大性を分かってもらえて参議院でとりあげられ、国会派遣団の水俣訪問となったのである。

その十日後、一九五九年（昭和三四年）一月二二日、厚生省食品衛生調査会は熊大研究班の線で、しかし工場廢液とはいわずある種の有機水銀中毒とその見解を明らかにした。しかしその翌日、この調査会は厚生省から解散を命じられてしまうのである。日経連とともに、通産省もチツソ側に立っていた。それから五年も経過した時期においてすら中央においては殆ど問題が理解されていない。当時、厚生省における公害対策担当官として奮闘努力した橋本道夫は次のように告白している。「水俣病については熊大研究班によって昭和三七、八年には九割九分まで因果関係の証明が出来上がり報告されていたのに、それを取り上げていたのは

わが水俣の啓示

三九年一月の東大の白木教授の『科学』三四卷一号のレビューだけで政府各省での受け入れは皆無であった。⁽²⁸⁾ また先の派遣団の一人であった熊本県出身の議員は、のち、「この問題は関係各省が敬遠してね」と述懐した⁽²⁹⁾。さらに橋本道夫はいう。

「昭和四二年一月から公害対策基本法案の各省調整が行われつつある時、厚生省は、水俣病についてはアルキル水銀中毒であり、その発生源は水俣湾ではチッソ、阿賀野川では昭和電工であると主張していた。国会では厚生省は孤立の姿であり、通産省や産業界、自民党と民社党の議員は、懐疑的ないし昭和電工サイドについていた。因果関係をめぐる行政と政治の判断の相違が深刻で、厚生省を攻める意見は、すべて厳密な科学的証明を求めて、そのために必要な科学的証拠が不完全ならばすべて否定に立つ論法であり、不確定要素を利用して、厚生省をたたくという戦法であった。私は、科学的にみると、四日市の方がはるかに不確かさが高く断定出来ないのにもかかわらず、各省、各党のすべてが大気汚染公害とその健康被害を認めていることとの矛盾があまりにも大きいと痛感した。⁽³⁰⁾」

工場と同じく、国も工場排水が原因であると仲々認めようとしなかったのである。

熊本で余りにももたもたしていた水俣病事件に対する国の対応は第二の水俣病、新潟の場合は遙かにスピーディーでテキパキしていた。明らかにそれは第三、第四の水俣病の発生を恐れたからで

ある。水俣を適当にやり過ごそうとしていたが、そうはいかなくなつたからである。

一九六五年（昭和四〇年）六月、新潟医学部の水俣病発生の発表の直後八月に各省庁合同の新潟水銀中毒事件特別研究班を厚生省内に設置、活動を開始する。水質調査を行おうとするが経済企画庁や通産省が強く反対したがこれを強行する。翌一九六六年（昭和四一年）三月、昭和電工工場の廃液による可能性濃いと中間発表をする。この場合、研究班としては断定としてよいのであるが電工と通産省の強力な反撥によって、ゆるやかな表現にとどめられたという。特別研究班の活躍は評価されるが、この特班の見解がイコール厚生省の見解となるものでない。厚生省の見解が国としての一致した見解とならない。翌一九六八年（昭和四三年）三月、科学技術庁、政府見解を作成、通産省の反対で撤回、同年四月同第二次原案作成、厚生省の反対で撤回、九月となつて遂に水俣工場のメチル水銀化合物が原因であると政府正式発表となる。しかし新潟については確言を避けている（一九七三年、裁判判決で原因は電工工場排水と初めて特定された）。前述したように電工側代表はその七ヶ月前に「国の結論がでも従うつもりはない」といつていたのである。結論のである三ヶ月前、六月に第一次新潟水俣病訴訟が起こっている。そして前述したように、その判決直前に電工社長は判決は判決として従うが工場側の主張は正しく見解は変わらないと最後まで責任を認めようとしなない。また、鎌田慧はこの新潟裁判について、補償額を半分しか認めないことに示

されるように裁判所も国家権力の一機関と厳しく断罪している。²⁰⁾

水俣病に関する政府正式見解がでる一年前一九六七年（昭和四二年）八月、公害対策基本法が制定・公布された。しかし第一条の目的規定は「生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和を図られるようにするものとする」と経営者側に配慮するものにとどまった。公害対策について政府はそれまで全く考えなかったわけではなかった。一九五七年（昭和三二年）厚生省は「生活環境汚染防止基準法案を作成しているが、時期尚早の声高く国会提出をとりやめている。その十年後の基本法の成立も、「経済の健全な発展との調和」であり完全規制は時期尚早であったわけである。公害問題のますますの深刻化と世論高揚はこれを許さず三年後の一九七〇年に「経済の健全な発展との調和」が削除され、「国民が健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要である」と改正された。「福祉なくして成長なし」という理念によるものとされている。ここに到達するまでに戦後二十五年を経過し、数多くの犠牲者を出してしまつた後なのである。政府刊行物『白書』に公害が記述されるのは『厚生白書』昭和三五年版（頃）からであるが水俣病については何も書かれていない。このあたりの時期は、公害対策について調査を行うこと、そのための予算を計上するという段階にとどまっていた。昭和四〇年度続いて四一年度『厚生白書』に阿賀野川中毒は二、三行の記述として初めて顔をだすが熊本水俣は全く記されていない。厚生省は阿賀野川にはかかわつたが、水俣はかかわつて

いないし、知るところでないというのであろうか。嗤然とするほかない。経済企画庁の『国民生活白書』では昭和四一年版の公害の項に初登場し、特殊な水質汚濁の例として「水俣、阿賀野川流域におけるメチル水銀中毒事件は、現在なお原因究明が進められているが、その健康に及ぼす悲惨な影響から世の視聽を集めた」とさりと述べるにとどまっている。昭和四四年の同『白書』でも「水俣や阿賀野川流域で発生した中毒事件……のように貴人命を奪ひ、いまなお、多くの患者を残している例もある」とひとごとのような書き方になっている。昭和四五年、公害対策の本格化は同年二月、臨時国会において一匹の公害関係法案を制定する。翌四六年には各省合同で「公害白書」を刊行、のち環境庁が新設、『環境白書』に変わる。その四八年版（一九七三年）には水俣病については一節をもうけ詳述している。水俣の場合については「原因究明に多大な期間を要し」「その間にも水俣工場における増産・排水が継続されて多くの患者の発生をみた……」「当時はまだ有機水銀等の……測定分析技術が未確立であつたとしても、国・県・市の対策の立遅れは深く反省しなければならぬ」とし、新潟については水俣のチツソの「悲惨な先例があつたにもかかわらず、慢然と操業を続け……水俣病が発生し」たことは「会社に重大な責任があるといわなければならず、また国や県などの行政機関においても、対策の立遅れがあつたという点を強く反省しなければならぬ」としている。国も対策の遅れを反省するが、当事者（工場）はもつとよく気をつけて対処すべきだ（国

わが水俣の啓示

も悪いが工場がもっと悪い」と歯切れが悪い。しかし国は全面的に事実を認め反省していることも確かである。ただそれまでに水俣病発見（一九五六年）から一七年も経ってしまっていることが銘記されなければならぬ。もちろん元凶は工場である。水俣病患者は次々とでてくる。結果はでているのである。しかし工場はこれを続行した。水俣病の増産を目的とした、故意のものではない。しかし単なる過失ともいえない。どうしてこのようなことが起こるのであるのか。

6

矢苦の山の空の色

月の浦わの波の音

清くさやけき水俣の

吾らは行かん人の道

……

これは水俣第一小学校の校歌である。石牟礼道子はこれと対照して水俣工場歌を『苦海』に書きしるしてくれているが、工場と水俣の関係を、それだけで見事に物語ってくれる。

矢城の山にさす光

不知火海にうつるえば

工場のいらかいやはえて

煙はこもる町の空

わが名は精鋭、水俣工場

校歌の方は、この地の出身であることを水俣が誇りとする徳富蘇峰があるさとの学校におくったものであり、工場歌は、その創立者として徳富と並んで水俣の誇りとする野口遵の工場の歌である。校歌の方は蘇峰の作詞ということが注目されるだけで、ここで特に意味があるわけでない。「清くさやけき水俣」であろうが、何処であれ校歌で歌われるふる里は山であり川でありすべて、清く美しい。興味深いのは工場歌である。石牟礼は子ども時代、棒などもって元氣よく歩いたりしながらこれを歌って遊んだという。このことは工場が水俣のすべての人びとのものであったことをよく物語っている。「わが名は精鋭、水俣工場」何と意気軒昂なことであろうか。まさに進軍ラッパが鳴りひびく思いである。工場は天下に誇る立派なものであり、その工場をもつことによつて水俣の名はひかり輝く。「煙はこもる町の空」水俣はまさに先進的工業都市であり発展する町である。この「煙」のくだりに思いがけず若き日のエンゲルスが描いたロンドンの情景を思い出す。「巨大なドック……たえずテムズ河をおおっている数千の船……蒸気船が舷々相摩して疾過する。ひとはわれを忘れてイギリスの地面をふまないさきからはやくもイギリスの偉大さに圧倒されてしまふ。」世界一の都は人びとの安らかで豊かな暮らしが見える街の情景でなく「煙」に象徴されるような工業躍進の地

である。貧しい人びとも含めて平凡な庶民に暖い目を注いでその時代の社会を描いたディケンズの何であったか、深夜のロンドンの情景を統括して思い出した。すでに人びとが寝しずまった暗い夜、しかし工場は起きていて、あかあかとそして音をたて動き続けているのである。この描写に工業化社会の躍動が伝わってくるし、ディケンズ自身、発展する新しいイギリスに何か誇らしげであるように思つた記憶がある。

「黒く沸きたつ煙の焰は 空に記す日本……」これは川崎市の市歌である。四日市市は石油コンビナートの誘致に成功し金の卵を得たと他を羨ましがらせた。今やこの地は峯なる地方都市でなく日本の先端をゆく工業都市である。あの高々とした煙突の林立はまことに壮觀であり、それは発辰し躍動する四日市の象徴であり誇りである。「サイレンも煙も排水も昔は水俣の誇りと思つていた。」今は水俣病によつて工場の正体を見究めているが、一住民のこの述懐は、わが町の工場として水俣のすべての人びとの共通な思いであつたに違いない。

最初にその語りを引用した、水俣病の孫をかかえる七〇歳の漁師のさらに続けていうところをきこう。沖でよその者に出会つたりすると、おらが町には偉い人がつুকつた立派な工場があるんじやと「心の自慢が口に出て……水俣の自慢話に会社の話」をしつてしまふ。会社の港つくりは労働者として働き、あれが自分のつくつた港と誇りに思っている。「子にも孫にも、この港は爺やんが若かとき石ば運んで造つたもんぞと教えとこうごたる。」男の

子は一人だけで漁師の跡取りにしたが何人かあれば「会社ゆき」にしてみたいと思つていたし、孫の時代になると「中学までも上がらるるようになって、本人が運のよけりや、ひよつとすれば、会社のボーイくらいにやとつていただくか知れん」と願つていた。ボーイという制度はその時はなく戦前であつたもので、高等小学校出を工場の雑用にあたる給任として採用し、優秀なものは少年工に登用されることもあるという、いづれにしても最下層の労働者であるが、爺さんにとつてはそれでも栄光ある「会社ゆき」であり一家の名譽とも思つていたのである。漁師であつたから会社には何の關係もなく何の恩恵もなかつた。事實は工場排水によつて漁獲高は減少し被害をうけていたはずであつたが爺さんにはその認識はない。爺さんにとつて工場は誇りであるばかりでなく、愛情すらもつているようにも読みとれる。こんな心やさしい純朴な人たちを、その跡取りの一人息子は水俣病で再起不能、会社に「やとつていただくか知れん」孫は九歳になつても三歳の重さしかなく這うこともできない水俣病患者なのである。工場の何というひどい仕打ち、裏切り行為であらうか。

はやくから魚貝類に現れていた海の異変、猫の狂死そして遂に起こつた人体における死にも到る劇烈な奇病の発生、にもかかわらぬ工場はその排水の影響、あるいは他の原因はあるとしても排水も、その一因かも知れないと全く考えなかつたのであらうか。科学の粋をあつめた化学工場、その高度な科学的知識と技術をもつ工場首脳部・幹部らの専門家集団、それがその生産工程に伴う

排出物の成分とその影響について全く知らなかったといえるであろうか。水俣病は続発し、必死の科学的究明は次第に、あとは加速的に工場排水である疑いをますます濃くしていく時期になって、工場側はこれを否定し、従来通りの生産を続行する。色川は「昭和三四年一〇月以後で工場首脳部の犯意は明らかであり、検察庁は工場の強制捜査ができ、種々の証跡によって殺人容疑あるいは業務上過失致死で逮捕すべきであった」という。(昭和四三年) 政府正式発表後、国会で会社の刑事責任が問題となったが、県警部長や法務省刑事局長は時効が完成しているとしてとりあげなかった。

排水問題がやかましくなつて工場は夜陰に乗じて廢液を流し、百間港から水俣川へ排水口を変更した。それが新たな水俣病を発生させるといふ細川医師の必死の反対があつたにもかかわらずである。また約束として取付けた浄化装置は形だけのもので実質的な効果の少ないものであつた。一方、昭和電工の場合でも、社長は最後の最後になつても工場排水が原因であることを認めようとはせず、しかしその疑いが濃くなつた時点で生産工程図を消却し装置の撤収を行なうなど証跡隠滅をはかつてゐる。

企業犯罪という言葉がある。水俣病事件におけるチツソと昭和電工の所業は企業犯罪である。社長・首脳部がその責任を負うべきであるが、その他職員・工員についてもその加担者であつたといえる。この点どうなのであろうか。水俣工場で働く労働者は殆ど水俣の住民である。同じ地域の住民として水俣病で苦しむ人た

ち、そして水俣病についてどう考えていたのであろうか。労働組合機関紙『さいれん』——労働運動の闘志を表わすものでなく、何と会社・経営者よりの表題であらうか——には水俣病に関するニュースが書かれたり、また患者互助会を見舞つたりすることもしている。その補償を求めて工場前で坐り込む患者に組合のテントを貸すこともしている。しかし特にこれといった動きはない。

一九五九年(昭和三四年)一月二日、国会議員派遣団との会谈後、漁民デモが工場に乱入し施設・器物を乱打破壊した「漁民暴動」が起こつてしまうと、労働者は患者、漁民に対立し工場側に立つてしまふのである。患者に貸していたテントも返却させ、三四〇〇名のチツソ労働者の名において暴力追放の決議を行い、また労働組合は水俣市二八団体に加わり県知事に「工場排水停止は水俣市民全体の死活問題」と集団陳情したのである。この時点で死者は二九人もでいたのである。工場首脳部のこれまで通りの生産続行は、工場労働者の全て、さらに水俣市民の圧倒的大多数、水俣の世論がこれを支えていたのである。当事者水俣の世論は日本全体の国民の世論ともいえるかも知れない。市も県も行政機関はなすところがなく国もまた同様である。すなわち患者側にたたく工場に味方していたのである。自民党政府(とりわけ通産省)はチツソ擁護、日本化学工業協会や日経連それに熊本日日新聞も味方でありチツソをバックアップし力づける。チツソは心おきなくわが道をゆくことができる。こう考えてみると先に言った「企業犯罪」というのはもうひとつ適切でないかもしれない。そ

これは企業の支配する社会が生みだした犯罪、企業社会犯罪といふべきである。企業ひとりで全く勝手にどんなことでも自由にできるわけでない。その企業犯罪を可能にする社会的土壌があつたのである。もちろんこれによつて企業そのものの責任が軽減されるわけではない。あくまでも元凶は企業である。

その工場廃液が人を殺し、殺し続け、これから殺し続けるであろうという、その時点で因果關係の完全な証明はたとえなかつたとしても、容疑が余りにも濃厚であることが明らかにされている状況で、当事者工場は決してそれを認めず全面否定して生産Ⅱ殺人を続行する。何ら気かけないことも、全面否定もできるはずもないことである。生産を続行するために、気にかけてはいけな

いのであり、全面否定しなければならなかつたのである。市場競争に打ち勝つ「よい」そして「安い」商品を大量につくり売上げをのばす生産一路、業績一路——これが資本・企業の論理というものである。これを妨げるものは一切とはいかなくとも出来る限り排除しなければならぬ。細川医師が工場排水と猫の狂死の關係を実験で証明に近づいたとき、「よけいなことは言うな」であり実験は停止させられた。排水についての医師の警告に対して「先生は分かっちゃおらんのですよ」とたしなめられる。生産一路・業績一路それが企業といふものであることが、その一員である先生は分かつていないということである。工場で働くものである以上誰も「わかっている」はずであるということだ。一般工員労働者も工場においてその生産に従事していた以

わが水俣の啓示

上、加害者ということになる。労働者一人ひとりの思いは知りようがないが、前述したように組合の機関紙においてまともなとりあげもなく、「対岸の火災視」にとどまり、加害意識など皆無であつた。細川医師は工場の方針に反対をとなえたとき「先生は会社が雇とるんですよ」と言われた。工員も会社に雇われる身分でよく「分かっていた」ということであらう。

間宏は『経済大國を作り上げた思想』において、労働のエートスとして企業（中心）主義、あるいは企業（中心）意識をあげている。日本人の価値観の中核は共同主義であり、それが企業に現れたものがこれである。自己の所属する集団としての企業コミュニティの利益を第一とするもので、しかしこれは個人の利益を無視してするのでなく、企業コミュニティを通して自己の利益を獲得しようとするものである。企業の發達がなければその従業員の生活の安定も向上もあり得ず、労使關係にしても労使は利害の一致に基づく一つの運命共同体と意識される。かくして労働者は企業の戦士として一生懸命に働いたのである。

生産一路、業績一路、企業はそれにかかわる一切の人間をのせて薦進する。（それが企業内だけにとどまるのでなく、それを超えて外の社会を巻きこんで大きな流れとなつて進んでいく。）それを妨げるものは一切排除しなければならぬ。何らかの被害があるとしても気にかけてはいけぬ。人が死ぬことがあつてもやむをえない。何にせよ犠牲ということがある。戦争も勝利のためには必ず犠牲者があるのである。前述の定時制女子高生の弁論内容に怒つた若

い患者は教頭のところに談判に駆けつけた。

教頭「あんた達は自分たちだけの考えでおんなはるごったつとてすな……。私たちは戦争を経験しとるですからね。戦中の悲惨さを考えると大したことはないと思うとるすな。……そんなことはいつばい世の中にあつたとすよ。一つだけ掘り出しとつてから、そっだけ一生懸命やるといふからおかしくなつとす。」患者「ほんなら水俣病の患者ゴロゴロ死んでちやいいいちわけですか。」教頭「そんなことしたいしたことはないですな。戦争にくらべれば、どんどん死におつてしようが、悲惨から言つたら戦争が一番ですな。」

大戦が終わつても世界に戦火の絶えることはない。今も世界の五〇ヶ国で武力抗争が続いている。日本は全く戦火を免れて幸せこのうえない。日本は戦争を放棄し、その復興を経済の再建・成長にかけた。国民の生活の安定・向上もそれによつてのみ可能である。経済成長、高度経済成長は国是であり国民的合意によるものである。企業の発展・繁栄は企業の利益を超えて国家のため国民のためである。それは経済における戦い、経済戦争である。戦争であるから犠牲者はやむを得ない。勝利のために犠牲も必要である。日本は経済戦争を勝ちぬき目的を達した。いやこの経済大國は目的以上だつたかも知れない。

戦争で死ぬはずが、戦後このように平和で自由で安らかに余命を生きさせてもらったという思いが私にある。でも私以上にこれからをずっと長く生きられるはずの多くの人びとが生命をおと

し、われわれ戦後日本の犠牲になつてしまつたのである。当初水俣病患者は互助会をつくり互に助け合い励ますだけで全くの孤立無援、それに真にかかわり支援していたのは石井礼道子とほんの二、三名でしかなかつた。市も県も天下国家も、水俣市民を含む国民全体も長い間見捨ててしまつていたのである。水俣の啓示はまさに日本国民すべてにとつての啓示である。

いざ書き終えてみると、このように長くなつたばかりの文章でしかなく、それが一体、何であつたのかという心の迷いも頭をもたげてくる。もともと『水俣の啓示』に深い感銘をうけ、そのままではすまされずに紹介・書評でもと思つたのが始まりである。それがただちに『苦海浄土』の再読に向かわせ『啓示』に優るとも劣らぬ新たな感激を得て、思わぬ展開になつてしまつたわけである。しかし、その殆どは『啓示』と『苦海』によるものであり、題名すら全く真似させてもらつてゐる。水俣川のほとりに住む「ただの貧しい主婦」（石井礼道子）と水俣にとつて「風のような一介の旅人、来訪者」（色川大吉ら）に過ぎぬとする、両者とも極めて謙虚にして、しかも全身全霊をもつて問題に取組み書かれたということに心打たれる。この感銘がこれを書かせたというほかない。これらの著者たちに心からの賛辞と感謝のことをば捧げたい。（一九九六・一〇）

「参考資料Ⅱ水俣病訴訟判決内容」

以下は一九七三年（昭和四八年）三月、熊本県水俣病訴訟判決

を機に、昭和四八年『環境白書』において、他に富山県イタイイタイ病、四日市公害を含め、「四大公害裁判の教訓」として記述されたものの写しである。この四つの判決内容の記述に続いて、「これら裁判において、公害事件における因果関係、責任、共同不法行為、損害賠償等についての新しい考え方が示された。そしてこれら裁判に共通して判決がその非を認めたまものは、被告企業の公害防止に対する態度であり、公害防止のためには企業は単になしうる最善の防止措置を講ずるだけではならず、いかなる手段をとつても被害者を出すことは許されないと、激しい姿勢で公害防止に臨まなくてはならないことを指摘するものであった。」と結んでいる。(二五—二七頁)。

新潟水俣病訴訟

この訴訟は、新潟県阿賀野川流域の住民が昭和四二年六月(第一次訴訟)に昭和電工株式会社を被告として、同社の鹿瀬工場からの廃液に含まれているメチル水銀化合物により汚染された魚類を摂取したため、新潟水俣病に罹患し、重大な被害を被ったことに対する損害賠償を請求したものである。

裁判の審理の過程においては、新潟水俣病と昭和電工鹿瀬工場の廃液との因果関係および昭和電工の故意または過失責任が主たる争点となった。

とくに、故意または過失責任については、先のイタイイタイ病訴訟が鉅業法の無過失責任規定に基づく訴えだったため、争点

として登場しなかったが、本訴訟においては大きな争点としてとりあげられた。

四六年九月の判決において、まず、因果関係については、原因物質および汚染径路について様々の情況証拠により、関係諸科学との関連においても矛盾なく説明でき、汚染源の追及が被告企業の門前に達したときには、被告企業において汚染源でないことの証明をしない限り、原因物質を排出したことが事実上推認され、その結果工場排水の放出と本疾病の発生とは、法的因果関係が存在するものと判断すべきであるとされた。

また、被告企業の責任については、鹿瀬工場の排水中にメチル水銀が含まれており、それが阿賀野川沿岸住民を水俣病に罹患させることがあつても、被告がこれを容認していた事実は認められず、従つて、故意があつたことを裏づけるに足る証拠はないとされたが、過失については、

① 化学企業としては、有害物質を企業外に排出させることのないよう常に安全に管理する義務がある。しかるに被告は、熊本大研究班の有機水銀説等に謙虚に耳を傾けることもなく、慢然と水俣病の先例をいわば対岸の火災視していたため、十分な調査分析を怠り、工程中にメチル水銀化合物が副生し、かつ、流出していたのに気づかず、これを無処理のまま工場排水とともに、放出し続け、沿岸住民を水俣病に罹患させたことに過失があつたと認められる。

② 企業の生産活動も一般住民の生活環境保全との調和におい

わが水俣の啓示

てのみ許されるべきであり、最高の技術設備をもつてしてもなお人の生命身体に危害が及ぶおそれがあるような場合には、企業の操業短縮はもちろん、操業停止まで要請されることもあると解する。

として、人の生命身体の安全確保に対する企業の注意義務違反が指摘された。

水俣病訴訟

水俣病訴訟は、熊本県水俣地区とその周辺の住民が四四年六月にチッソ株式会社に対して行なった損害賠償請求訴訟である。わが国の公害のいわば原点ともいえるべき水俣病に関して行なわれたこの訴訟は、一つの訴訟としては、原告側被害者一三八人という四大公害訴訟中最大のものであると同時に、その判決が、いわゆる自主交渉グループや公害等調整委員会に調停を求めるグループなど訴訟とは別に行なっている水俣病交渉の動静に対して大きな影響を与えるものとして、社会的注目を浴びてきた。

この訴訟においては、チッソ水俣工場の廃液放出と水俣病発病との因果関係については、四三年一二月の政府見解に従うとして被告企業もこれを認めたため、最終的には争われなかったが、最大の争点となった被告の責任については、四八年三月に行なわれた判決は、被告の注意義務違反を指摘し、過失責任があったことを認めた。すなわち、化学工場は、その廃液中に予

想外の危険な副反応生成物が混入する可能性が大きいため、とくに、地域住民の生命・健康に対する危害を未然に防止する高度の注意義務があるにもかかわらず、被告側の対策、措置にはなにととして納得のいくようなものはなく、被害の過失の責任は免れないと述べている。

また、判決は、その他の争点についても、過去に行なわれた両当事者の見舞金契約の有効性や損害賠償請求権の消滅時効などにかんする被告側の反論をしりぞけた。

注

- (1) 色川大吉編『水俣の啓示——不知火海総合調査報告』筑摩書房。一九九五年。三七八—三七九頁。(以下『啓示』とす。)
- (2) 石井礼道子『苦海浄土——わが水俣病』講談社。一九六九年。一二—一三頁。(『苦海』とす。)
- (3) 『苦海』一三九頁。
- (4) 『苦海』一八〇—一八四頁。
- (5) 『啓示』一一六—一二〇頁。
- (6) 『啓示』一一一—一二二頁。
- (7) 『苦海』一二三—一二九頁。
- (8) 『苦海』一三五—一三八頁。
- (9) 『啓示』一二五頁。
- (10) 『苦海』一八〇、五五—五六頁。
- (11) 『苦海』三八頁。
- (12) 『啓示』四五頁。
- (13) 『啓示』四四—四五頁。

- (14) 『啓示』六三—六四頁。
 (15) 『苦海』二〇四頁。
 (16) 『啓示』一〇頁。
 (17) 『苦海』二五六頁。
 (18) 『啓示』四六九—五六七頁。これらについては宇野重昭「チツソ企業論」に詳述されている。
 (19) 『苦海』七二—七三頁。
 (20) 『啓示』五〇—一頁。
 (21) ポー・グンナーソン著。ビヤネール多美子訳『大國ニッポンの悲劇』文芸春秋社。一九七二年。三六一—四三頁。
 (22) 前掲書、三一—三六頁。
 (23) 新潟水俣病については池田貞雄・西田英雄共著『社会の中の統計学』内田老鶴園新社。一九七七年。飯島伸子『環境問題と被害者運動』学文社。一九八四年。鎌田慧「工場への逆攻」拓植書房。一九七六年。
 (24) 『啓示』六八—七四頁。
 (25) 『苦海』八八—九〇頁。
 (26) 橋本道夫『私的環境行政』朝日新聞社。一九八八年。一二三頁。
 (27) 『苦海』一一〇—一一一頁。
 (28) 『私的環境行政』一二九頁。
 (29) 『工場への逆攻』六六頁。
 (30) 『厚生白書』四〇年度版、一〇六頁。四一年度版、一二八頁。
 (31) 『国民生活白書』四一年度版、四九頁。四四年度版、四六頁。
 (32) 『環境白書』四八年度版、第二章第二節。二九〇—二九六頁。
 (33) 『苦海』九六—九七頁。
 (34) F・エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』マルクス・レーニン主義研究所『選集補巻2』四一頁。

わが水俣の啓示

- (35) 間 宏『経済大國を作り上げた思想——高度経済成長期の労働エリートス』文眞堂。一九九六年。
 (36) 『啓示』五七頁。
 (37) 『苦海』一八四—一九〇頁。
 (38) 『啓示』三八四—三六八頁。
 (39) 『社会の中の統計学』一八五頁。
 (40) 『啓示』五四一、三七四頁。しかしここにチツソ労働者の名誉のために付記しておく。労働者はその後の賃金闘争において会社の正体を見極め、患者や水俣病についてのそれまでの無関心を厳しく反省し、同じく市民としてのその謝罪をもって一九六三年(S、38)一月結成された水俣病対策市民会議に加わった。
 (41) 『経済大國を作り上げた思想』第十六章—第八章。
 (42) 『啓示』六六頁。